

(設置)

第1条 近年の気候変動に伴う異常気象が頻発に発生するなど、河川行政において、切り離すことができない状況であるため、気候関連災害や自然災害に対する強靱性及び適応の能力を強化するため、気候変動型まちづくりの推進、河川行政運営に関する専門的な知識、経験等を要する課題が生じた場合に、具体的な助言及び支援を得る目的とし、郡山市河川行政アドバイザー（以下「河川行政アドバイザー」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 河川行政アドバイザーは、産業に関する幅広い識見及び経験を有し、当該識見及び経験に基づいた適切な助言及び指導を行うことができると認められる者のうちから市長が委嘱する。

(身分)

第3条 河川行政アドバイザーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(任期)

第4条 河川行政アドバイザーの任期は、委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第5条 河川行政アドバイザーは、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について必要な助言及び指導を行う。

- (1) 河川行政運営、組織管理等に関すること。
- (2) 本市の河川整備計画、改修計画等、河川事業に対する全体的な助言に関すること。
- (3) 国・県などの河川行政機関との連携等、専門分野における個別助言に関すること。
- (4) 河川災害等の発生及び事後の検証や対応策等の提言に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(服務)

第6条 河川行政アドバイザーは、その職務の重要性を自覚し、誠実かつ公正にこれを遂行しなければならない。

- 2 河川行政アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 河川行政アドバイザーは、その職務の遂行に当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を遵守し、かつ、市長の指示に従わなければならない。

(謝礼金等)

第7条 河川行政アドバイザーに謝礼金及び交通費を支給し、その額は市長が別に定める。

(解嘱)

第8条 市長は、河川行政アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その任期中にあってもその委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めるとき。
- (2) 河川行政アドバイザーに必要な適格性に欠けると認めるとき。
- (3) 河川行政アドバイザーを設置する必要がなくなったとき。
- (4) 第6条の規定に違反したとき。

(庶務)

第9条 河川行政アドバイザーに関する庶務は、建設部河川課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、河川行政アドバイザーに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。